

## 船舶検査心得の一部改正について（概要）

### 1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMO において長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

本年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国において、ケープタウン協定の内容を担保するため、船舶検査心得について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 救助艇の代替要件について

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）であって総トン数3000トン未満のものについては、救助艇の代替として、搭載艇を認めることができることについて規定する。

#### (2) その他

ケープタウン協定と SOLAS 条約の規定内容が同様な事項であって、SOLAS 条約を国内担保するためにすでに船舶検査心得において規定されている要件について、当該要件を適用対象船舶にも準用することとして規定する。  
その他、所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日